

### 1. 組織名

一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC)

### 2. 提出意見①

#### 該当する交渉分野

知的財産

#### 意見

著作権の保護期間を著作者の死後「少なくとも70年間」とすることが求められるものとみられるが、これに前向きに対応すべきである。

(理由)EUが域内各国の保護期間を著作者の死後70年に統一して以降、先進諸国を中心としてこれに同調する動きが広まり、現在OECD加盟34か国中31か国が既に著作者の死後「少なくとも70年間」としている。保護期間の国際調和を実現することは、著作物の国際的な流通を促進する上で重要な要素であり、政府が先頃決定した「知的財産政策ビジョン」における「グローバル知財システムの構築」という方針にも合致するものである。この国際調和の意義は、海外から著作物が流入する側面だけでなく、日本の著作物が海外に進出する側面も考慮して、中長期的に評価されるべきものである。

なお、交渉参加国の中には連合国も含まれるので、保護期間延長について対応を図る際には、いわゆる戦時加算義務(「日本国との平和条約15条(c)」)についても御留意いただきたい。

### 3. 提出意見②

#### 該当する交渉分野

知的財産

#### 意見

著作権侵害につき法定損害賠償制度を整備することが求められるものとみられるが、これに前向きに対応すべきである。

(理由)著作権侵害行為は密室性が高く、個別に見れば比較的小規模な侵害が多発するという点で、一般の権利侵害以上に損害額の立証が困難であり、これが司法救済の実効性を損ねる一因となっている。デジタル・ネットワークの普及を背景に国境を越える侵害が増加している近年においては、この問題は一層深刻である。

こうした問題を解消し、デジタル・ネットワークを活用した著作物の流通を促進するためには、日本を始め参加各国が共通の司法救済ルールとして法定損害賠償制度を整備し、被害者の立証の負担を軽減することが求められる。

#### 【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービ ス	商用関係者 の移動	金融サービ ス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項